

久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久留米市内における認知症カフェ等の運営者を支援し、認知症カフェ等の地域における周知を促進することにより、認知症の人及びものわすれに不安を感じる人並びにその家族（以下「認知症の人等」という。）を支える地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認知症カフェ等」とは、認知症の人等が気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談及び参加者相互の情報交換等を通じて、孤立防止及び介護負担の軽減等を図ることを目的として、定期的に開催される場所をいう。

(認知症カフェ等の要件)

第3条 次条に規定する支援を受けようとする者は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 久留米市内でおおむね月1回以上開催していること
- (2) 認知症カフェ運営者は、認知症の理解を深め、認知症の人等の相談及び孤立防止、介護負担の軽減等を図ること
- (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと

2 前項の規定に関わらず、認知症カフェ等の運営者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、支援を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(支援内容)

第4条 市長は、認知症カフェ等の運営者に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 認知症カフェ等の開催情報の広報活動に対する協力
- (2) 認知症に関する啓発資料の提供
- (3) 認知症カフェ等の運営や企画内容に対する助言

(活動状況の届出)

第5条 支援を受けようとする者は、久留米市認知症カフェ等活動状況届（第1号様式）（以下「活動状況届」という。）に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

(変更の届出)

第6条 活動状況届を提出した者は、活動状況に変更が生じたときは、久留米市認知症カフェ等活動状況変更届（第2号様式）を市長に提出するものとする。

（中止の届出）

第7条 活動状況届を提出した者は、支援を受ける必要がなくなったときは、久留米市認知症カフェ等支援中止届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（支援の中止）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援を中止することができる。

- （1）第4条に定める要件に適合しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により支援を受けたと認められるとき。
- （3）その他市長が不相当と認めたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

久留米市認知症カフェ等活動状況届

年 月 日

久留米市長 あて

(申請者)
所在地
団体名
代表者氏名

久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱第4条に基づく支援を受けたいので、同要綱第5条の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

(ふりがな) 認知症カフェ等の名称		
	※開設日： 年 月 日	
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
	ホームページ	
	(ふりがな) 担当者氏名	
開催頻度・日時	(例：毎週火曜日 13時～15時)	
開催場所	(ふりがな) 会場(施設)名	
	住 所	久留米市
	駐車場の有無	有 (台) ・ 無
	送迎の有無	有 ・ 無
従事者の配置	人/回 (内訳：専門職 人/ボランティア・その他 人)	
専門職の種別		
認知症の症状等を理解し接し方を学んでいる 運営者名		

※裏面もご記載ください。

(裏面)

定員	人	
事前の参加申込	要 ・ 不要	
参加費等	金額	
	表示方法	
具体的な活動内容 (※いつも実施するものには●を、たまに実施するものには○を記入してください。)		(1) 参加者同士の交流や情報交換
		(2) 認知症についての相談・助言
		(3) 介護方法の助言 (家族介護教室等)
		※(2)(3)において従事する専門職
		(4) 認知症(進行)予防のための取り組み
		①頭を鍛える (脳トレなど)
		②音楽を楽しむ (カラオケ、生演奏など)
		③体を動かす (体操、運動など)
		④作業を楽しむ (折り紙、塗り絵など)
		⑤わくわくする (映画鑑賞、ネイルなど)
		⑥カフェスタッフとしてお手伝い
カフェの周知方法 (※実施するものに○をつけてください。)		チラシ、ポスターの作成
		看板、のぼり旗の作成
		ホームページの作成
一言メッセージや カフェの様子など	※カフェの様子の写真等がある場合は、データで提出ください。	

久留米市認知症カフェ等活動状況変更届

年 月 日

久留米市長 あて

(申請者)

所在地

団体名

代表者氏名

久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 変更した日 年 月 日

2. 変更した事項

※変更のあった箇所のみ最新の情報を記載してください。

(ふりがな) 認知症カフェ等の名称		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
	ホームページ	
	(ふりがな) 担当者氏名	
開催頻度・日時	(例：毎週火曜日 13時～15時)	
開催場所	(ふりがな) 会場(施設)名	
	住所	久留米市
	駐車場の有無	有 (台) ・ 無
	送迎の有無	有 ・ 無
従事者の配置	人/回 (内訳：専門職 人/ボランティア・その他 人)	
認知症の症状等を理解し接し方を学んでいる 運営者名		
専門職の種別		

※裏面もご記載ください。

(裏面)

定員	人	
事前の参加申込	要 ・ 不要	
参加費等	金額	
	表示方法	
具体的な活動内容 (※いつも実施するものには●を、たまに実施するものには○を記入してください。)		(1) 参加者同士の交流や情報交換
		(2) 認知症についての相談・助言
		(3) 介護方法の助言 (家族介護教室等)
		※(2)(3)において従事する専門職
		(4) 認知症 (進行) 予防のための取り組み
		①頭を鍛える (脳トレなど)
		②音楽を楽しむ (カラオケ、生演奏など)
		③体を動かす (体操、運動など)
		④作業を楽しむ (折り紙、塗り絵など)
		⑤わくわくする (映画鑑賞、ネイルなど)
		⑥カフェスタッフとしてお手伝い
カフェの周知方法 (※実施するものに○をつけてください。)		チラシ、ポスターの作成
		看板、のぼり旗の作成
		ホームページの作成
一言メッセージや カフェの様子など	※カフェの様子の写真等がある場合は、データで提出ください。	

第3号様式（第7条関係）

久留米市認知症カフェ等支援中止届

年 月 日

久留米市長 あて

（申請者）

所在地

団体名

代表者氏名

久留米市認知症カフェ等支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり届出します。

記

認知症カフェ等の名称		
支援中止日	年 月 日	
支援中止の理由 (該当項目に○をつけてください。)	<input type="checkbox"/>	認知症カフェ等の支援要件に該当しなくなったため。
	<input type="checkbox"/>	認知症カフェ等を廃止したため。
	<input type="checkbox"/>	その他 ()